

第4章

進行管理

4-1. 推進体制

第3次計画に基づき村内の環境保全を進めていくためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、行動していくことが必要です。特に、三者がさまざまな形で連携・協力することで事業や活動の成果を高めるような取り組み方を重視します。これは、SDGs実施のための主要原則¹のうち「統合性」と「参画性」を反映したものです。「統合性」は複数の課題を同時に解決すること、「参画性」は多様な関係者が事業・活動に関わることであり、統合性や参画性の高い取り組みは、本村の持続可能な地域づくりに対するインパクトが大きいと考えられます。

計画の推進には次のような主体が関わります。

① 行政（担当課）

計画に位置づけられた各事業の主担当として、予算化と実施計画の設定、関連する他課及び住民・事業者等との調整、事業の実施（住民・事業者等との共同実施を含む）、実施結果の自己評価を行います。

環境政策課は、推進体制全体の事務局を担います。

② 住民・事業者

本計画において「住民・事業者ワーキングからの提案」（54 ページ）として挙げている項目を中心に、持続可能な地域づくりに関するさまざまな活動に取り組みます。一個人や事業者単体で実施するものの他、行政の事業のうち「重点取り組み」と位置づけられた事業について、行政と共同実施することもあります。

③ 計画推進委員会

住民と事業者で構成します。本計画に位置づけられた事業のうち主に「重点取り組み」を対象として、年度ごとの実施計画の設定と事業の実施結果に対する評価を行います。

④ 環境審議会

事業の実施結果に対して、委員それぞれの専門的知見と社会情勢等を踏まえて評価すると共に、計画全体の進捗について総合的に評価します。

¹ SDGs 実施のための主要原則・・・SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された2015年から2030年までの長期的な開発の指針。17のゴールと169のターゲットで構成されている(13ページに詳述)。政府は2016年12月にSDGs実施指針を策定し、SDGsの理念・原則から、SDGsへの取り組みを実施するための主要原則として「普遍性」「包摂性」「参画性」「統合性」「透明性と説明責任」を示している。

4-2. 目標設定

第3次計画の目標は、令和12年（2030年）頃に向けて目指したい「望ましい将来像」から、最初の一步として本計画期間の5年間で達成すべき水準を設定しました。計画の着実な進行を図るため、2種類の目標を設定して管理していきます。

【シンボル指標】

本計画期間5年間で到達すべき象徴的な目標として「シンボル指標」を設定します。

シンボル指標は分野ごとに設定し、各分野の施策の総合的な成果を象徴する代表的な指標です。可能な限り年度ごとの進捗を把握するようにしますが、データの特性や制約がある場合は、少なくとも5年後の第3次計画の達成度評価の際にデータ収集を行うこととします。

シンボル指標は、年度明けに環境審議会において状況を把握し評価します。

【事業目標】

村の施策・事業の結果を評価するため、「事業目標」を設定します。

事業目標は、各分野に位置づけられた個別の施策・事業の実施結果を表すものです。行政の取り組み又は行政と住民・事業者の共同実施の結果として、直接得られた効果を明らかにします。事業ごと・年度ごとに目標設定し、毎年度末に達成状況を評価します。

事業目標は、年度初めに行政（担当課）と計画推進委員会によって設定し、中間評価と年度評価を実施します。

個別の事業を実施して毎年度の事業目標が達成されていくことで、その総合的な成果としてシンボル指標、つまり各分野の環境状態の改善に繋がっていくという関係です。しかし、シンボル指標により各分野の環境状態が漏れなく評価できるわけではありません。事業目標の設定にあたっては、その事業が位置づけられている分野の「5年後の到達目標」を踏まえ、目標や取り組み方を計画する必要があります。

4-3. 進捗管理

計画の着実な進捗を図るため、以下の手順で管理します。

① 年度実施計画の作成

各担当課は、第3次計画の分野別「施策の方向性」に紐づく施策・事業について、年度ごとに実施する内容をまとめた「実施計画」を作成します。実施計画の作成にあたっては、本計画の目標を達成するために必要な取り組みを5年間で着実に遂行することを想定して、当年度の実施内容を検討します。

実施計画には、分野・大項目・中項目・施策の方向性と事業内容、担当課、当年度における具体的な事業実施内容、当年度の事業目標を記入します。

事務局（環境政策課）は、各担当課が作成した年度実施計画を取りまとめます。

《重点取り組みの設定》

第3次計画に位置付けられる事業のうち、特に重要性の高いものを「重点取り組み」として、住民・事業者がその実施や進捗評価に関わります。

重点取り組みは、以下2つの視点で抽出します。

A：統合性・参画性の評価

SDGsの考え方を反映するため、各事業の統合性と参画性を評価し、両項目の配点を掛け合わせた評価点が6点以上の事業を「重点取り組み」とします。

各項目の配点の考え方は以下のとおりです。

統合性

当該施策についてのみ成果が得られる → 1点

本計画の他分野にも成果が得られる → 2点（例：自然共生と生活環境など）

環境以外の政策課題（社会・経済）にも成果が得られる → 3点

（例：環境と地域交通など）

参画性

行政が実施する → 1点（審議会等に諮るものを含む）

行政以外の参加がある → 2点（行政の主催行事に住民が参加するなど）

行政以外が主体的に活動する → 3点（企画段階から住民団体等が主体で実施するなど）

B：村の施策全体に対する影響の評価

第6次総合計画及び本計画との関連が深い個別計画において、重点的に取り組むこととされている施策に該当する事業を「重点取り組み」とします。

重点取り組みは行政以外の主体が関わるが多いため、関係先と十分に協議した上で実施計画を作成します。また、計画推進委員会における目標設定、評価の対象とし、行政のみならず住民・事業者の視点も入れて計画・実施・評価・改善を図っていきます。

② 事業の実施（上半期）

各担当課は、①で作成した年度実施計画に基づき、事業を実施します。

③ 中間評価

各担当課は、事業ごとに4月から9月までの実施結果を取りまとめ、自己評価を行います。重点取り組みについては、担当課の自己評価に対して計画推進委員会が評価コメントを付します。

事務局（環境政策課）は、各担当課が作成した中間評価を取りまとめて計画推進委員会に諮り、計画推進委員会による評価コメントを各担当課にフィードバックします。

各担当課は、自己評価結果及び計画推進委員会による評価コメントを元に、必要に応じて当年度の下半期の取り組み方を改善し、翌年度事業の計画（予算要求を含む）を検討します。

④ 事業の実施（下半期）

各担当課は、①で作成した年度実施計画と③の評価結果に基づき、事業を実施します。

⑤ 事業実績の報告

各担当課は、年度明けに前年度実施計画に基づく事業の実績について整理します。実績報告には、前年度の事業実施結果、事業目標の達成状況、当年度事業の計画を記入します。

事務局（環境政策課）は各担当課が作成した実績報告を取りまとめ、計画推進委員会及び環境審議会に諮ります。

⑥ 年度評価

計画推進委員会及び環境審議会において、前年度実績報告を評価します。

事務局（環境政策課）は、評価結果を担当課にフィードバックし、各担当課は評価コメントを元に当年度実施計画を修正します。

⑦ 結果の公開

事務局（環境政策課）は、第3次計画に基づく主要な事業の実施状況やシンボル指標の状態、大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類など環境調査の結果などについて取りまとめ、公開します。

また事務局は、計画の進捗状況に関する住民等からの意見を受け付け、関係課などにこれを通知して施策・事業の改善に繋がります。

